

令和6年2月27日

令和6年第1回貝塚市議会定例会会議事項

## 目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	1	請願の処理経過及び結果報告の件	4
〃	2	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	4
〃	3	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	5
〃	4	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	5
〃	5	処分報告（令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第8号）の件	6
議案	1	附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	11
〃	2	附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	11
〃	3	貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12
〃	4	貝塚市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件	13
〃	5	債権の放棄について議決を求める件	13
〃	6	市道の路線を認定し、及び廃止する件	14
〃	7	令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第9号）の件	15
〃	8	令和5年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件	20
〃	9	令和5年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件	23
〃	10	令和5年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件	26
〃	11	令和5年度貝塚市水道事業会計補正予算（第1号）の件	29
〃	12	令和5年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	30

議案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	13	令和5年度貝塚市病院事業会計補正予算（第4号）の件	32
〃	14	貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件	33
〃	15	貝塚市基金条例の一部を改正する条例制定の件	34
〃	16	手数料条例の一部を改正する条例制定の件	35
〃	17	貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	36
〃	18	市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	37
〃	19	貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	37
〃	20	貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	38
〃	21	貝塚市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	41
〃	22	貝塚市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件	42
〃	23	貝塚市長寿祝券条例を廃止する条例制定の件	43
〃	24	貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	43
〃	25	令和6年度貝塚市一般会計予算の件	別冊
〃	26	令和6年度貝塚市国民健康保険事業特別会計予算の件	〃
〃	27	令和6年度貝塚市財産区特別会計予算の件	〃
〃	28	令和6年度貝塚市介護保険事業特別会計予算の件	〃
〃	29	令和6年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計予算の件	〃
〃	30	令和6年度貝塚市水道事業会計予算の件	〃
〃	31	令和6年度貝塚市下水道事業会計予算の件	〃
〃	32	令和6年度貝塚市病院事業会計予算の件	〃

報告第 1 号

請願の処理経過及び結果報告の件  
請願の処理経過及び結果報告の件を次のとおり報告する。  
令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市議会から送付された請願の処理要領

令和6年2月1日現在

件 名	久保町JR阪和線高架下に関する請願
請願者氏名	貝塚市 [REDACTED]
紹介議員氏名	阪口芳弘 中山敏数 竹下義之 食野雅由 藪内留治 川岸貞利
受理年月日	平成25年6月17日
主 管 課	都市整備部道路整備課
処 理 要 領	久保町JR阪和線高架下につきましては、岸和田市が実施している東岸和田駅付近高架事業に伴い整備された側道が供用開始されたため、当該高架下の交通量調査を実施し、令和元年に実施した交通量調査と比較して2割強の減少が確認されました。このような状況から莫大な経費を要する現鉄道高架部における歩行者専用通路の増設ではなく、現道での歩道確保や運転者に対し高架下に通行者がいることを知らせる点滅機の設置等の安全対策を今後検討してまいります。

報告第 2 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件  
次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第2条の規定に基づき、専決処分したものである  
ので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。  
令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和5年12月18日、本市小瀬一丁目の市道において、自動車が横断水路を通過したときに、水路と舗装の継ぎ目に段差が生じていたことから、車体が跳ね上がり、路面に接触した際に車体の一部を損傷させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 227,700円
- 2 損害賠償の相手 [REDACTED]

令和6年2月7日処分

貝塚市長 酒 井 了

報告第 3 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第2条の規定に基づき、専決処分したものである  
ので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。


令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和5年12月10日、本市脇浜一丁目の駐車場内において、本市職員が運転する救急自動車の方  
向転換しようとしたところ、駐車していた自動車と接触し、その一部を損傷させた事故について、  
次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 163,000円
- 2 損害賠償の相手 

令和6年1月16日処分

貝塚市長 酒 井 了

---

報告第 4 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第2条の規定に基づき、専決処分したものである  
ので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。


令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和5年11月11日、本市三ヶ山の私道において、本市職員が運転する消防自動車が、道路脇の  
木の枝に接触したため後退したところ、木が根元付近から折れ、その枝が駐車されていた軽自動車  
のボンネットに接触したことにより、その一部を損傷させた事故について、次のとおり損害賠償の  
額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 418,627円
- 2 損害賠償の相手 

令和6年1月22日処分

貝塚市長 酒 井 了

報告第 5 号

処分報告（令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである  
るので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号）の件

令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第8号）の件

令和5年度貝塚市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,663,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月15日処分

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		9,063,635	295,023	9,358,658
	2. 国庫補助金	2,780,606	295,023	3,075,629
歳 入 合 計		39,368,170	295,023	39,663,193



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		18,497,958	295,023	18,792,981
	1. 社会福祉費	8,346,736	295,023	8,641,759
歳 出	合 計	39,368,170	295,023	39,663,193

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業	154,551
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得の子育て世帯支援給付金事業（子ども加算分）	140,472

議案第 1 号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件

附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例

附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部貝塚市空家等対策協議会の項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例制定の件

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

（附属機関に関する条例の一部改正）

第1条 附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

「  
別表中

	貝塚市予防接種健康被害調査委員会	予防接種健康被害についての必要な事項の調査審議に関する事務
--	------------------	-------------------------------

」

「  
を

	貝塚市予防接種健康被害調査委員会	予防接種健康被害についての必要な事項の調査審議に関する事務	に改め
	貝塚市市有地有効活用事業者選定委員会	市有地の有効活用を図るために行う公募方式等による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	

」  
る。

(貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年貝塚市条例第336号)の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	貝塚市委託業務実施事業者選定委員会委員	同 8,000円	同	を
-------	---------------------	----------	---	---

」

「

貝塚市委託業務実施事業者選定委員会委員	同 8,000円	同	に改める。
貝塚市市有地有効活用事業者選定委員会委員	同 8,000円	同	

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

### 議案第 3 号

貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

### 貝塚市条例第 号

貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例  
貝塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成25年貝塚市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「同条3項」を「同条第3項」に改め、同条第2号中「又は電気工作物若しくは」を「電気事業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。)の用に供する電気工作物又は」に、「及び発電の用に供する」を「並びに発電用の電気工作物及び発電事業(同項第14号に規定する発電事業をいう。)の用に供する蓄電用の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

貝塚市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

貝塚市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和4年貝塚市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中

義務教育学校	貝塚市立第四中学校	貝塚市橋本 1385 番地	を
	貝塚市立二色学園	貝塚市二色一丁目 3 番 1 号	
義務教育学校	貝塚市立第四中学校	貝塚市橋本1385番地	に改め
		貝塚市二色一丁目 3 番 1 号	
		貝塚市二色二丁目 3 番 1 号	

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

債権の放棄について議決を求める件

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1 放棄する債権の内容

- ・水道料金 248 件 494,030 円
- ・市立貝塚病院診療費個人負担分 117 件 4,818,580 円

2 放棄の理由 貝塚市債権管理条例第 15 条の規定による。

議案第 6 号

市道の路線を認定し、及び廃止する件

道路法第 8 条及び第 10 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1 路線の認定

路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地
和泉橋本駅前住宅 12 号線	地蔵堂358-11番地先から 地蔵堂 27-20 番地先まで	地蔵堂 王子
和泉橋本駅前住宅 13 号線	地蔵堂35-22番地先から 王子 571-6 番地先まで	地蔵堂 王子
和泉橋本駅前住宅 14 号線	王子573-24番地先から 王子 573-53 番地先まで	王子
和泉橋本駅前住宅 15 号線	王子573-49番地先から 王子 573-45 番地先まで	王子
和泉橋本駅前住宅 16 号線	王子573-38番地先から 王子 573-70 番地先まで	王子
地蔵堂 11 号線	王子609-8番地先から 王子 609-13 番地先まで	王子 地蔵堂
清児 25 号線	清児971-15番地先から 清児 937-9 番地先まで	清児
清児 26 号線	清児937-15番地先から 清児 937-9 番地先まで	清児
窪田 19 号線	王子1053-1番地先から 浦田 13-4 番地先まで	王子 窪田 澤 浦田
東貝塚駅前線	久保431-10番地先から 半田126-17番地先まで	半田 小瀬 久保

2 路線の廃止

路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地
和泉橋本駅前住宅 12 号線	地蔵堂358-11番地先から 王子 573-11 番地先まで	地蔵堂 王子
和泉橋本駅前住宅 13 号線	地蔵堂35-22番地先から 王子 573-17 番地先まで	地蔵堂 王子

議案第 7 号

令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 9 号）の件

令和 5 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8 5, 5 2 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9, 9 4 8, 7 1 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		6,114,270	62,187	6,176,457
	1. 地方交付税	6,114,270	62,187	6,176,457
14. 国庫支出金		9,358,658	52,084	9,410,742
	1. 国庫負担金	6,257,577	2,683	6,260,260
	2. 国庫補助金	3,075,629	49,401	3,125,030
15. 府支出金		3,036,428	12,352	3,048,780
	1. 府負担金	2,263,758	12,352	2,276,110
16. 財産収入		33,221	442	33,663
	2. 財産売却収入	200	442	642
17. 寄附金		752,453	80	752,533
	1. 寄附金	752,453	80	752,533
20. 諸収入		692,756	15,000	707,756
	5. 雑入	255,245	15,000	270,245
21. 市債		2,167,756	141,100	2,308,856
	1. 市債	2,167,756	141,100	2,308,856
22. 自動車取得税交付金		0	2,281	2,281
	1. 自動車取得税交付金	0	2,281	2,281
歳入合計		39,663,193	285,526	39,948,719



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,551,240	50,627	4,601,867
	1. 総務管理費	3,841,249	47,701	3,888,950
	3. 戸籍住民基本台帳費	250,711	2,926	253,637
3. 民生費		18,792,981	110,918	18,903,899
	1. 社会福祉費	8,641,759	76,918	8,718,677
	2. 児童福祉費	6,962,095	34,000	6,996,095
4. 衛生費		4,684,677	△28,604	4,656,073
	1. 保健衛生費	2,011,328	0	2,011,328
	2. 清掃費	1,724,921	△48,211	1,676,710
	4. 上水道費	12,611	19,607	32,218
8. 土木費		3,440,892	19,351	3,460,243
	2. 道路橋梁費	1,014,818	0	1,014,818
	5. 都市計画費	1,902,881	19,351	1,922,232
9. 消防費		1,265,865	15,000	1,280,865
	1. 消防費	1,265,865	15,000	1,280,865
10. 教育費		2,776,158	117,792	2,893,950
	2. 小学校費	835,881	117,792	953,673
12. 諸支出金		235,873	442	236,315
	1. 公共施設等整備基金	4,802	442	5,244
歳 出	合 計	39,663,193	285,526	39,948,719

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	7,909
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	4,026
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	受付・サービス事業	1,881
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	228
8. 土木費	2. 道路橋梁費	二色浜駅前広場等整備事業	4,600
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理事業（臨時）	117,792

### 第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備 考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
留守家庭児童会施設等整備事業	千円 0	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政 府	年以内	年以内	年賦又は半年賦・元利均等又は元金均等若しくは満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	千円 11,600	同左	同左	同左	年以内 20	年以内 3	同左	同左	同左
保健福祉合同庁舎整備事業	千円 125,600			その他	20	3				138,800			同左	同左	同左			
道路橋梁等新設改良事業	497,600			20	5	499,700				同左			同左	同左				
学校施設整備事業	33,200			25	3	93,000				同左			同左	同左				
減収補てん債	0			20	3	54,400				同左			同左	同左				
起債合計	2,167,756								2,308,856									

議案第 8 号

令和 5 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件

令和 5 年度貝塚市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 0 2 9, 3 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険料		1,838,444	△20,047	1,818,397
	1. 国民健康保険料	1,838,444	△20,047	1,818,397
5. 府支出金		7,210,025	2,000	7,212,025
	1. 府補助金	7,210,025	2,000	7,212,025
6. 繰入金		958,518	20,047	978,565
	1. 他会計繰入金	958,518	20,047	978,565
歳 入 合 計		10,027,302	2,000	10,029,302

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 保健事業費		79,612	2,000	81,612
	1. 保健事業費	22,608	2,000	24,608
歳 出	合 計	10,027,302	2,000	10,029,302

議案第 9 号

令和 5 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の件

令和 5 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 3, 1 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 2 3 4, 9 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,868,834	63,462	1,932,296
	1. 国庫負担金	1,369,023	50,626	1,419,649
	2. 国庫補助金	499,811	12,836	512,647
4. 支払基金交付金		2,025,058	68,346	2,093,404
	1. 支払基金交付金	2,025,058	68,346	2,093,404
5. 府支出金		1,047,178	31,641	1,078,819
	1. 府負担金	991,475	31,641	1,023,116
7. 繰入金		1,439,112	89,685	1,528,797
	1. 一般会計繰入金	1,300,668	31,641	1,332,309
	2. 基金繰入金	138,444	58,044	196,488
歳入	合計	7,981,806	253,134	8,234,940



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		7,293,359	253,134	7,546,493
	1. 介護サービス等諸費	6,812,897	238,434	7,051,331
	2. 介護予防サービス等諸費	160,798	6,900	167,698
	4. 高額介護サービス等費	173,070	7,800	180,870
歳 出	合 計	7,981,806	253,134	8,234,940

議案第 10 号

令和 5 年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 5 年度貝塚市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 8 6, 7 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料		984,438	52,000	1,036,438
	1. 後期高齢者医療保険料	984,438	52,000	1,036,438
歳 入	合 計	1,334,790	52,000	1,386,790

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,276,911	52,000	1,328,911
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,276,911	52,000	1,328,911
歳 出	合 計	1,334,790	52,000	1,386,790

議案第 11 号

令和 5 年度貝塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 5 年度貝塚市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度貝塚市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収	入	
第 1 款 水道事業収益	2,087,842 千円	19,607 千円		2,107,449 千円
第 2 項 営業外収益	561,945 千円	19,607 千円		581,552 千円

第 3 条 予算第 9 条の次に、次の 1 条を加える。

(他会計からの補助金)

第 10 条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、19,607 千円である。

令和 6 年 2 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 12 号

令和 5 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 5 年度貝塚市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度貝塚市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
管路改良費 事業費	59,000 千円	22,000 千円	81,000 千円
ポンプ場建設改良費 事業費	277,000 千円	37,740 千円	314,740 千円
流域下水道建設負担金 事業費	48,230 千円	3,657 千円	51,887 千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	2,476,771 千円	17,151 千円	2,493,922 千円
第 2 項 営業外収益	1,158,968 千円	17,151 千円	1,176,119 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	2,471,158 千円	△95 千円	2,471,063 千円
第 2 項 営業外費用	244,135 千円	△95 千円	244,040 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 953,656 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 990,998 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 90,142 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 95,905 千円」に、「及び当年度分損益勘定留保資金 823,338 千円」を「、当年度分損益勘定留保資金 823,338 千円」に改め、「当年度分損益勘定留保資金 823,338 千円」の次に「及び当年度利益剰余金予定処分額 31,579 千円」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	2,455,692 千円	26,150 千円	2,481,842 千円
第 1 項 企業債	1,514,400 千円	3,500 千円	1,517,900 千円
第 4 項 国庫補助金	722,750 千円	22,650 千円	745,400 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	3,409,348 千円	63,492 千円	3,472,840 千円
第 1 項 建設改良費	1,992,240 千円	63,397 千円	2,055,637 千円

第3項 企業債償還金 1,415,358千円 95千円 1,415,453千円

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 48,000	証書借入又は証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内(うち据置5年以内)年賦又は半年賦・元利均等又は元金均等若しくは満期一括償還。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上げ償還若しくは低利債に借換えることができる。借入先に融通条件があるときは、これに従うことができる。	千円 51,500	同左	同左	同左
合計	1,514,400				1,517,900			

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒井 了

議案第13号

令和5年度貝塚市病院事業会計補正予算（第4号）の件

第1条 令和5年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 事業費用	8,455,949千円	41,617千円	8,497,566千円
第1項 医業費用	8,153,831千円	41,617千円	8,195,448千円

第3条 予算第9条中「1,477,784千円」を「1,517,571千円」に改める。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了



## 議案第 14 号

貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

## 貝塚市条例第 号

貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年貝塚市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、次の各号に掲げる」を「使用する」に、「当該各号に定めるところ」を「法において使用する用語の例」に改め、同条各号を削る。

第4条第1項中「別表第1」を「次の表の各項」に、「が行う同表の右欄」を「（法令又は他の条例、規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の当該各項の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の当該各項の右欄」に改め、「、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務」を削り、「又は貝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という）を「その他の執行機関（法令等の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ）」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同項に次の表を加える。

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	貝塚市留守家庭児童会条例（平成12年貝塚市条例第47号）による留守家庭児童会一部負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年貝塚市条例第31号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年貝塚市条例第13号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年貝塚市条例第27号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	障害者、障害児その他これらの者に類する者の福祉の増進を図るための

助成金の支給その他の事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
-----------------------------------

第4条第2項中「別表第2」を「前項の表の各項」に、「中欄」を「当該各項の右欄」に、「同表の右欄に掲げる」を「規則で定める」に改め、同条第3項中「又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「その他の執行機関は、特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる」を「、利用特定個人情報その他規則で定める」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「次に掲げるとおり」を「市長その他の執行機関が、前条第1項の表の各項の右欄に掲げる事務又は特定個人番号利用事務を処理するために、市の他の機関に対し、利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報の提供を求めた場合において、当該市の他の機関が当該利用特定個人情報その他規則で定める特定個人情報を提供するとき」に改め、同項各号を削る。

別表第1から別表第3までを削る。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

---

#### 議案第15号

貝塚市基金条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

#### 貝塚市条例第 号

貝塚市基金条例の一部を改正する条例

貝塚市基金条例（平成18年貝塚市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表貝塚市国民健康保険事業財政調整基金の項中「保険給付費の増加その他緊急やむを得ない財政需要に充てる」を「財政基盤の安定化のために活用する」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 16 号

手数料条例の一部を改正する条例制定の件

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出

貝塚市長 酒 井 了

## 貝塚市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和18年貝塚市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第35号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第 8 条第 1 項」を「第18条第 1 項」に、「に基づく工事の許可の申請又は同法第11条に規定する協議の申出に対する審査」を「による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査」に改め、「（以下次号において「切土等の土地」という。）」を削り、同号ア中「13,000円」を「3,900円」に改め、同号イ中「23,000円」を「4,300円」に改め、同号ウ中「33,000円」を「4,800円」に改め、同号エ中「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」に、「51,000円」を「5,500円」に改め、同号コ中「460,000円」を「31,800円」に改め、同号クを同号サとし、同号ケ中「360,000円」を「24,600円」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「270,000円」を「18,100円」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「180,000円」を「12,600円」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中「120,000円」を「9,200円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「73,000円」を「7,000円」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき。6,100円

第 2 条第 1 項中第36号及び第37号を削り、第38号を第36号とし、第39号から第80号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 5 項中「前条第 1 項第39号」を「前条第 1 項第37号」に改める。

別表第 1 貯蔵所の部中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第 8 の 1 の項中「するもの」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の 4 第 1 項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第55号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第 8 条第 1 項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事に係る同法第 12 条第 1 項の規定による許可（以下この項において「変更許可」という。）の申請及び同法第 8 条第 1 項本文の許可又は変更許可を受けたことを証する書面の交付に対する手数料については、

なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第1及び別表第8の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

---

議案第17号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例

貝塚市職員定数条例（昭和24年貝塚市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「433人」を「440人」に改める。

第4条を次のように改める。

（定数外の職員）

第4条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数外にある者（以下「定数外」という。）とする。

（1）休職中又は育児休業中の職員

（2）他の地方公共団体に派遣された職員

（3）公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年貝塚市条例第24号）第3条第1号に規定する派遣職員

（4）併任又は兼任の職員

- 2 前項第1号から第3号までに掲げる職員が復職し、又は復帰した場合において、職員の数第2条に規定する定数を超えるときは、その定数を超える職員は、1年を超えない期間に限り定数外とすることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 18 号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例（平成4年貝塚市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の項中「912,000円」を「915,000円」に改め、同表副市長の項中「789,000円」を「791,000円」に改め、同表教育長の項中「703,000円」を「705,000円」に改め、同表病院事業管理者の項中「789,000円」を「791,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

議案第 19 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年貝塚市条例第335号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「589,000円」を「602,000円」に改め、同項第2号中「561,000円」を「563,000円」に改め、同項第3号中「523,000円」を「525,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 20 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

貝塚市国民健康保険条例（昭和35年貝塚市条例第413号）の一部を次のように改正する。

第4条の2及び第11条の2後段を削る。

第11条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、府」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする

。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を「同項第3号イ及びウに規定する額に」に改める。

第15条の2から第15条の5までを次のように改める。

第15条の2から第15条の5まで 削除

第15条の5の2を削る。

第15条の6中「又は第15条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条第1項において同じ。）」を削る。

第15条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「国民健康保険事業費納付金」の次に「の納付」を加え、「であって、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第15条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を「同項第3号イ及びウに規定する額に」に改める。

第15条の6の6から第15条の6の9までを次のように改める。

第15条の6の6から第15条の6の9まで 削除

第15条の6の10中「又は第15条の6の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条第1項において同じ。)」を削る。

第15条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の8に後段として次のように加える。

この場合において、介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第15条の11第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第18条第1項中「、第15条の2」及び「若しくは第15条の6の6」を削り、「同条第3項の」を「同条第2項の」に改め、「若しくは第15条の5」を削り、「第20条の3第4項第1号(同条第6項)」を「第20条の3第3項第1号(同条第4項)」に改め、同条第2項中「、第15条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第15条の6の6」及び「若しくは第15条の5」を削り、「第20条の3第4項第1号」を「第20条の3第3項第1号」に改める。

第20条第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号のア及びイに規定する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第20条第3項中「又は第15条の2」、「又は第15条の6の6」及び「、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と」を削り、同条第4項中「又は第15条の2」及び「、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と」を削る。

第20条の3第1項中「第4項」を「第3項」に改め、「又は第15条の5」を削り、「第15条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「第1項」を「同項」に改め、「又は第15条の5」、「又は第15条の6の8」及び「、「第15条第2項」

とあるのは「第15条の6の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の5第3項」と」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項第1号中「又は第15条の5」を削り、「第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。」を「1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額」に改め、同項第2号中「第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。」を「1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項中「前2項」を「前項」に、「第4項」を「同項」に改め、「又は第15条の5」、「又は第15条の6の8」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の5第3項」と」を削り、同項を同条第4項とする。

第20条の4第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第20条の4第3項中「又は第15条の2」、「又は第15条の6の6」及び「、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と」を削り、同条第4項中「、第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の11第2項」と」を削り、同条第5項中「又は第15条の2」を削り、同条第6項を次のように改める。

6 前項各号に規定する額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第20条の4第7項中「又は第15条の2」を削り、「第15条の6の3又は第15条の6の6」とを「第15条の6の3」と、」に改め、「、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と」を削り、同条第8項中「又は第15条の2」及び「、第6項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の11第2項」と」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の貝塚市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



## 議案第 21 号

貝塚市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

## 貝塚市条例第 号

貝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

貝塚市介護保険条例（平成12年貝塚市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「37,000円」を「35,400円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「55,500円」を「53,200円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「55,500円」を「53,600円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「66,600円」を「70,000円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「74,000円」を「77,700円」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 93,300円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 101,000円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 116,600円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 132,100円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 147,700円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 163,200円

第9条第1項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 178,800円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 186,500円

第9条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「37,000円」を「37,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「51,800円」を「53,200円」に改める。

第11条第3項中「第39条第1項第1号イ（）」を「第38条第1項第1号イ（）」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第12条第1項中「合計所得金額が」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

-----

## 議案第22号

貝塚市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件

貝塚市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

## 貝塚市条例第 号

貝塚市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

貝塚市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成29年貝塚市条例第31号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた廃止前の貝塚市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第14条第2項の規定による許可又は変更許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第1項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第1項の許可を受ける者に関する旧条例第10条第3項、第13条第1項、第14条第5項、第15条から第21条まで、第22条（休止に係る部分を除く。）、第23条、第24条（第2項を除く。以下この項において同じ。）及び第25条から第32条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第24条及び第25条第1項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にされた旧条例第24条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第13条第1項第4号及び第5号、第29条第1項並びに第30条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

議案第23号

貝塚市長寿祝券条例を廃止する条例制定の件

貝塚市長寿祝券条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市長寿祝券条例を廃止する条例

貝塚市長寿祝券条例（平成11年貝塚市条例第45号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

議案第24号

貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び貝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(1) 貝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年貝塚市条例第3号）第6条

(2) 貝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年貝塚市条例第4号）第5条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。